

○大隅肝属広域事務組合公告式規則

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第5項に規定する管理者の定める公表を要する規程以外の告示（以下「告示」という。）の公示について必要な事項を定めるものとする。

(告示の公示)

第2条 告示を公示しようとするときは、前文、公示の年月日及び管理者名を記入して、管理者印を押さなければならない。

2 告示は、次の掲示場に掲示して行う。

鹿屋市共栄町20番1号 鹿屋市役所掲示場

垂水市上町114番地 垂水市役所掲示場

肝属郡東串良町川西1543番地 東串良町役場掲示場

肝属郡錦江町城元963番地 錦江町役場掲示場

肝属郡南大隅町根占川北226番地 南大隅町役場掲示場

肝属郡肝付町新富98番地 肝付町役場掲示場

(施行期日)

第3条 告示は、告示に特別の定めがあるものを除くほか、公示の日から施行する。

(その他の告示の公示)

第4条 前2条の規定は、組合の機関の定める公表を要する規則及び規程以外の告示の公示について準用する。この場合において、第2条第1項中「管理者名」とあるのは「当該機関名又は当該機関の代表者名」と、「管理者印」とあるのは「当該機関印又は当該機関の代表者印」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。